

越境した木の枝の切取りルール が変わりました！

これまでのルール

土地の所有者は、隣地の木の根が境界線を越えるときはその根を切り取ることができますが、**枝はその木の所有者に切除させる必要がありました。**

越境した枝を切ろうとする度に裁判を行うのは手間がかかるのう…



しげじい

権利を持つ人全員の同意がないと枝が切れないのは管理が大変じゃ…

変更後（令和5年4月1日施行）

1. 土地所有者

越境された土地の所有者は、次のいずれかの場合には、枝を自ら切り取ることができるようになりました。

- ①木の所有者に越境した枝を切除するよう**催告したが、相当の期間内に切除しない**とき
- ②木の**所有者、又はその所在を知ることができない**とき
- ③**急迫の事情**があるとき

2. 竹木の共有者

木が共有物である場合、**各共有者が越境している枝を切り取ることができます。**

越境した木の枝の切取りの詳細は京都市ホームページで確認できるのじゃよ



しげじい